7　「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄には、当該家屋が認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋であることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。

⑴　「氏名又は名称」及び「住所」の欄には、建築士が証明した場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けて後に同法第77条の21第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

⑵　「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

⑶　「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第５条の２の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

⑷　「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑸　「指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合」の「指定・登録年月日及び指定・登録番号」及び「指定をした者（指定確認検査機関の場合）」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第１項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号を記載するものとする。

8　「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

9　「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

⑴　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

⑵　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

⑶　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑷　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

10　「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

⑴　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

⑵　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

⑶　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑷　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

○国土交通省告示第千三百八十四号

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年財務省令第六十五号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十四項、第十八条の二十三の二第二項並びに第十九条の十一の三第二項及び第二項の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月三日　国土交通大臣　羽田雄一郎

「第十八条の二十一第十五項」を「第十八条の二十一第十四項」に改める。

附　則

この告示は、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

○国土交通省告示第千三百八十五号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十二項第二号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第八百三十三号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月三日　国土交通大臣　羽田雄一郎

「第十八条の二十一第十三項第二号」を「第十八条の二十一第十二項第二号」に改め、別表備考５中「第２号様式」の次に「（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項の認定があった場合には、第４号様式。６において同じ。）」を加える。

附　則

この告示は、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年財務省令第六十五号）の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

○原子力規制委員会告示第五号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、公表する。

平成二十四年十二月三日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一